令和５年１２月

保護者のみなさま

岸和田市教育委員会

学校給食費について大切なお知らせ

岸和田市では、学校給食費を市の予算で管理する「公会計方式」で運用しております。

学校給食費は、岸和田市が口座振替により徴収しますので、下記の手続きをお願いします。

**すべての方について、①②の手続きが必要です。**

①

　 「岸和田市学校給食費預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を

　　　　　　　　 金融機関へご提出ください

「岸和田市学校給食費の口座振替（自動払込）について」をご覧いただき、お手続きください。下記の取扱金融機関であれば市内・市外を問わず、いずれの店舗の口座でも指定できます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 三井住友銀行 | りそな銀行 | 池田泉州銀行 | 紀陽銀行 |
| 大阪信用金庫 | いずみの農業協同組合 | ゆうちょ銀行 |  |

・学校徴収金（教材費、PTA会費など）と同じ口座でなくても大丈夫です。

・用紙は複写式の書類のため、ボールペンで強めに記入してください。（消せるボールペンは不可）

・口座振替に必要な手数料は、岸和田市が負担します。

・還付金が発生した場合は、原則、ご指定の口座に還付します。

②

①が終了した後、  
「岸和田市学校給食申込書」を、学校へご提出ください

「岸和田市学校給食申込書」に必要事項を記入のうえ、期日までにお子さまの通学する学校へ

提出してください。

**提出期日 ： 入学説明会**

※「口座振替依頼書」「学校給食申込書」はお子さまお1人につき1通、必要です。  
一度お手続きをしていただくと、記入事項に変更がなければ岸和田市立中学校を卒業するまで有効です。市内の小中学校であれば、進学等によるお手続きは必要ありません。

※就学奨励費、生活保護費を受給されている場合も、上記①②のお手続きが必要です。

**１．学校給食費納付額の決定について**

①②のお手続きが完了後、学校給食課から「学校給食費納付額決定通知書」を学校給食費負担者様に配布します。（6月中頃を予定しています。）

＊「学校給食費納付額決定通知書」には各期の納付金額を記載します。

↳裏面あります

**２．学校給食費の納付方法**

口座振替（自動払込）による納付となります。現金でのお支払いはできません。

・口座振替は、6月から翌年3月まで年１０期に分けて引き落とします。(毎月27日)

・27日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

預貯金残高不足などで口座振替ができなかった場合

・残高不足等による再振替はありません。後日、学校給食課から納付書（督促状）を配布します。納付指定期限までに、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済でお支払いください。

**３．学校給食費の納付額**

学校給食費の年額（1食当たり単価×年間実施予定回数）を10回でお支払いいただきます。

なお、１週間以上の届け出のある欠席や食物アレルギーなどによる欠食、および学校行事等に関し  
ては減額調整を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | ※※1～9期（６月～２月） | | ※※10期）（３月） | |
|  | | 1食当たり金額(a) | 年間食数 | 年額（円） | 金額（円） | 計算式 | 金額（円） | 計算式 |
| 小学校 | ※1,2年生 | 252円 | 197食 | 49,644 | 4,788 | (a)×19食 | 6,552 | (a)×26食 |
| 3,4年生 | 255円 | 197食 | 50,235 | 4,845 | (a)×19食 | 6,630 | (a)×26食 |
| 5,6年生 | 258円 | 197食 | 50,826 | 4,902 | (a)×19食 | 6,708 | (a)×26食 |
| 中学生 | | 310円 | 184食 | 57,040 | 5,580 | (a)×18食 | 6,820 | (a)×22食 |

　　　※小学校１年生の４月の給食実施回数は、他学年より５日ほど少ないためその分減額になります。

※※記載の金額は1～9期の金額（目安）です。10期は1～9期より4～7食ほど多い金額設定となりますが、学校行事等による減額調整も10期で行います。

**４．学校給食の停止（再開）の届け出について**

① １週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合

ケガや病気などで1週間（休日を含む）以上欠席される時や、転出される時は、給食を停止し

ようとする日の平日４日前までに、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出していただく必要

があります。期日までに提出していただいた給食停止日数分の給食費は減額調整します。

※ 給食停止の届け出がない場合は、減額の対象になりませんのでご注意ください。

※ 停止していた給食を再開する時も、給食を再開したい日の平日４日前までに「学校給食停止(再  
開)届」★を学校にご提出ください。

※ 届け出が必要となった場合は、お早めに学校に連絡してください。

② 疾患等で給食の全部または一部を停止する場合

疾患（乳糖不耐症含む）等で、年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する時は、「学校給食停止(再開)届」★を通学する学校に提出していただく必要があります。

※ 疾患に関しては、医師の診断書（意見書）の提出が必要です。

※ 食物アレルギーについては、アレルギー対応に関する申請手続きに基づき給食の停止（再開）が決定されますので、「学校給食停止(再開)届」の提出は不要です。

★「学校給食停止(再開)届」は、お申し出のある方に学校で配布させていただきます。

また市のホームページからもダウンロードできます。

給食費の「滞納」にご注意ください

　学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付されないときは、裁判所において支払い督促等の法的手続きをとる場合があります。

お問い合わせ・・・岸和田市教育委員会 学校給食課　電話072-447-6472